

# 【大学推薦 University Recommendation】

奨学金等名称 Name of Foundation (or Name of Scholarship)				
<b>ユアサ留学生奨学金</b> <b>Yuasa International Student Scholarship</b>				
募集人数 Number of Openings			前年度実績 Previous Year's Record	
全体 Total	10		推薦 Recommended  募集無し No information	
本学 For Chiba Univ.	1		採用数 Admitted  募集無し No information	
	うち 学部生 Undergraduates	うち 大学院生 Graduates		うち 研究生・専攻生 Research Students
	対象外	1		対象外
学部・研究科 Department	大学院 Graduate Students		研究分野 Research Field  不問 Unmentioned	
主 な 応募資格 Some of Eligibility Requirements	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2020年4月時点で、千葉大学の大学院修士・博士課程に正規生として在籍する者</li> <li>・日本への留学の目的及び計画が明確で、留学の効果が期待できる者</li> <li>・学業、人物ともに優秀であり、心身ともに健康であって、かつ経済的援助を必要としている者</li> <li>・2020年4月以降において、他の奨学金の支給を受けない者</li> <li>・日本語による意思伝達が可能である者 <b>Japanese skills required</b></li> </ul>			
特記事項 Note	別記又は留学生課ホームページに掲載の「奨学金応募に関する諸注意」を必ず確認して下さい。  2019年度後期に私費外国人留学生を対象とした「奨学申請者登録」を行った者が申請できます。  Non-Japanese speaking students who require assistance, please consult to International Student Division.	国籍 Nationality	フィリピン、ベトナム、タイ、シンガポール、インドネシア	
支給金額(月額) Amount	¥100,000		支給期間 Duration	
			始 From	2020/4
			至 To	2021/3
		年数 Year(s)	1	
募集期間 Application Period		推薦者の発表日(予定) Candidate Selection Result will be announced on		
始 From	2019/12/3	2020/1/8		
至 To	2019/12/27			
推薦者の応募書類提出期限 Application Document must be submitted by (For Candidate only)				
2021/1/29				
応募書類受付窓口 Offices to Submit Your Application Documents				
西千葉キャンパス：学務部留学生課(総合学生支援センター2階)		Nishi-Chiba Campus : International Student Division(Integrated Student Support Center, 2F)		
亥鼻キャンパス：ISD亥鼻キャンパスプラント(医薬系総合研究棟II 1階)		Inohana Campus : ISD Inohana Branch (Medical and Pharmaceutical Science Building II)		
松戸キャンパス：ISD松戸キャンパスプラント(F棟：新図書館横1階)		Matsudo Campus : ISD Matsudo Branch (Research Building, F-1F)		
財団による選考(又は面接実施)の通知時期 Selection Result (or Interview) by the Foundation will be announced in		2020/2		

揭示日：2019/12/3

## 令和2年度 JEES・ユアサ留学生奨学金 募集・推薦要項

公益財団法人日本国際教育支援協会(以下「本協会」という。)では、財団法人ユアサ国際教育学術交流財団(理事長 湯浅 暉久氏)のご支援により、「JEES・ユアサ留学生奨学金」(以下「本奨学金」という。)の奨学生を下記により募集する。

## 記

## 1 目的

本奨学金は、アジア地域から我が国の大学院に留学する、優秀な私費外国人留学生に対して奨学金を支給することにより、在学中の経済的不安を緩和し学習効果を高め、国際的に活躍しうる人材の育成に寄与することを目的とする。

## 2 奨学金の寄付者及び寄付の趣旨

本奨学金の寄付者である財団法人ユアサ国際教育学術交流財団は、湯浅商事とユアサ産業の合併によるユアサ商事の発足記念事業として平成4年に設立されて以来、我が国と東アジア及び東南アジアの諸国・地域との友好親善に寄与することを目的とし、同諸国・地域から我が国への留学生に対し奨学援助等を行ってきた。本奨学金は、平成25年度と同財団解散に伴い、その財産を承継し、留学生への奨学事業を継続するために設立したものである。

## 3 応募資格

次の各号のすべてに該当する者。

- (1) 令和2年4月に日本国内の大学(以下「大学」という。)の修士課程または博士課程に正規生として在籍予定の私費外国人留学生。日本国内の大学は、寄付者と協議の上選定した指定校制とする。また、在留資格は「留学」であること。
- (2) フィリピン、ベトナム、タイ、シンガポール、インドネシアのいずれかの国籍を有する者。
- (3) 本奨学金の受給期間中、他の奨学金を受けない者[貸与型(返済が必要なもの)奨学金、学費免除及び一時金は除く]。
- (4) 留学の目的又は計画が明確で、修学の効果が期待できる者。
- (5) 経済的援助を必要とする者。
- (6) 心身共に健康であり、かつ品行方正で学業成績が優秀な者。
- (7) 日本語による意思伝達が可能な者。
- (8) 在籍大学の長の推薦を受けることができる者。

## 4 採用人数

10名程度

## 5 支給内容

月額奨学金 100,000円

## 6 支給期間

令和2年4月より令和3年3月まで(ただし、大学における在籍期間中に限る。)

## 7 応募・推薦方法

- (1) 本奨学金を受けようとする者(以下、「応募者」という。)は、所定の様式による願書を大学を通じて本協会理事長(以下「理事長」という。)に提出するものとする。
- (2) 大学の長は、3に挙げる応募資格に該当する者について、8に挙げる応募・推薦書類を理事長に提出するものとする。なお、推薦人数等については、別途依頼文で示す。

## 8 応募・推薦書類

- (1) 願書(別紙様式 1。日本語で記載されたものに限る。) 1通
- (2) 応募者の写真(最近 6 ヶ月以内に撮影したもの。4.0cm×3.0cm、上半身、脱帽、裏面に氏名を記入し、願書の所定欄に貼付すること。) 1葉
- (3) 推薦書(別紙様式 2。推薦理由は、指導教官等が記入すること。) 1通

## 9 応募・推薦書類の提出期限

令和 2 年 2 月 7 日(木)本協会必着。なお、締切期日を過ぎた場合や提出書類に不備のある場合は、受理しない。また、提出書類は一切返却しない。

## 10 選考方法及び結果の通知

理事長は、7 の(2)により推薦された者について寄付者とともに選考を行い、奨学生を決定する。結果は、令和 2 年 3 月中を目途に大学を通じて通知する。なお、必要に応じて面接を行う。なお、採否に関する照会には応じない。

## 11 支給方法

本奨学金は、別に定める方法により、大学を通じて支給する。

## 12 受給者の義務

- (1) 受給者は、本奨学金受給期間中の学習・研究状況について、学業成績証明書と共に、年度末及び本奨学金受給終了後、所定の様式により大学を通じて本協会へ報告すること。
- (2) 受給者は、学籍に変更があった場合、所定の様式により大学を通じて本協会へ遅滞なく届け出ること。
- (3) 受給者は、住所・連絡先に変更があった場合、大学在籍中は所定の様式により大学を通じて、大学卒業後は任意の様式により直接本協会へ遅滞なく届け出ること。
- (4) 本奨学金を受給した者は、自身の進路について、大学卒業時に所定の様式により本協会へ報告すること。
- (5) 受給者は、本奨学金受給期間中及び受給終了後、本協会又は寄付者の要請に応じ、アンケート等への回答すること。

## 13 本奨学金の支給の休止又は終了及び決定取消

- (1) 受給者が大学を長期欠席した場合は、本奨学金の支給を休止する。なお、休止事由が止んで、所定の様式により奨学金支給の再開を願い出たときは、6 に記載した奨学金の支給期間内において奨学金の支給を再開することがある。但し、6 の支給期間は延長しない。
- (2) 受給者が次の①から④のいずれかに該当した場合には、本奨学金の支給を終了する。
  - ① 大学を卒業、退学、休学又は留年した場合。
  - ② 本奨学金受給者の義務を怠った場合。
  - ③ 募集・推薦要項の定める事項に該当しなくなった場合。
  - ④ その他受給者として相応しくないと判断された場合。
- (3) 寄付者からの寄付が滞った場合、事前通知のうえ、本奨学金の支給を休止または終了する。
- (4) 応募・推薦書類の記載事項に虚偽のある場合は、本奨学金の支給決定を取り消す。

## 14 その他(注意事項等)

- (1) 受給者は、原則として、本奨学金の返還義務を負わない。ただし、13 に挙げる事項に該当する場合すでに支給している奨学金の返還を求める場合がある。また、本奨学金寄付者への入社その他の付帯義務を負うものではない。
- (2) 本奨学金採用決定(採用決定通知を大学が受領した時点)前に他の奨学金の受給が決定した場合、大学を通じて本協会に速やかにその旨報告しなければならない。また、本奨学金受給者として採用された場合、受給期間終了まで本奨学金を辞退して他の奨学金を受給することはできない。
- (3) 受給者は、受給開始から終了まで他の奨学金に応募することはできない。(但し、本奨学金の受給終了後に支給を開始する他の奨学金は除く。)
- (4) 過去、本奨学金を受給した者は再度応募することはできない。
- (5) 所属大学の留学制度等を利用して海外に留学する場合、長期欠席又は休学の扱いとならなければ支給を継続する。

## 15 個人情報の取扱いについて

### (1) 個人情報の管理

本協会は、本奨学金に関連して取得した願書・報告書等に記載される全ての個人情報を本協会の個人情報保護方針に基づき細心の注意のもと管理・利用・破棄する。また、あらかじめ本人の同意がない限り、個人情報を他の第三者へ開示・提供しない。

### (2) 個人情報の利用目的

本協会は、本奨学金に関連して取得した個人情報を適切に管理し、下記以外の目的には利用しない。

- ① 本奨学金奨学生の選考のため。
- ② 本奨学金支給事務のため。
- ③ 本奨学金授与式または交流会・インターンシップ等の開催のため。
- ④ 当協会実施の学生援助プログラムの案内や参加の際の連絡手段のため。
- ⑤ 報告書、お礼状、近況報告等を事前に受給者本人からの承諾を受けた上で、当協会及び奨学金寄付者のホームページ等において広報目的に利用するため。

## 16 応募・推薦書類の提出先・問い合わせ先

公益財団法人 日本国際教育支援協会 学生支援部 国際教育支援室  
〒105-0003 東京都港区西新橋 1-13-1 DLXビルディング 12階  
TEL: 03-5454-5274 FAX: 03-5454-5242 E-mail: [ix@jees.or.jp](mailto:ix@jees.or.jp)

以上